

民法の定める法定離婚原因

- ※ 不貞行為があった時
- ※ 悪意の遺棄
- ※ 3年以上の生死が明らかでない時
- ※ 強度の精神病にかかり回復の見込みが無い時
- ※ 婚姻生活を継続し難い重大な事由がある時

離婚の種類

協議離婚 夫婦の話し合いにより合意が出来れば離婚届けを提出して成立するもの。

調停離婚 夫婦間で話し合いが成立しない時に家庭裁判所で調停で成立させるものです。調停に不安がある場合は、まず法テラスなどに相談してみるのもよいでしょう。調停の呼び出しに、正当な理由も無く出頭しない場合には5万円以下の罰金が科せられます。離婚の話し合いにまるっきり応じてくれない相手には強制力があります。他に、夫婦関係を破綻させた事を証明する証拠や陳述書などを一緒に添付しておくといいいでしょう。

審判離婚 調停で成立しない時、家庭裁判所が離婚を審判します。審判に不服のある場合は、2週間以内に異議を申し立てれば効果は無くなります。2週間をすぎると審判は確定し審判離婚が成立します。

裁判離婚 家庭裁判所で離婚が成立しなかった場合、地方裁判所に離婚の訴訟を起し離婚を認める判決を得られれば離婚が成立します。判決に納得のいかない場合は高等裁判所から最高裁判所へと争うことが出来ます。

離婚調停費用 : 収入印紙 1 2 0 0 円 切手 8 0 0 円分(8 0 円切手 1 0 枚)

慰謝料 離婚における慰謝料とは、有責配偶者が苦痛を受けた側に支払う損害賠償金のことをいいます。暴力、精神的虐待、不貞行為や犯罪を犯す等です。慰謝料とは、不法行為による損害賠償請求なわけですから、夫婦のどちらか一方に主たる有責行為がある場合に慰謝料の請求が認められます。

財産分与 財産分与の対象になる財産は、婚姻期間中に夫婦によって築いた財産です。結婚前から個人で所有していた財産は、財産分与の対象になりません。また、婚姻期間中に相続したり、贈与を受けた財産なども対象から外れます。

対象になる財産 土地・建物・年金・保険・退職金・現金・預金・自家用車・有価証券・借金

対象にならない財産 婚前所有の財産・婚前相続財産・贈与財産等

養育費 養育費は、子供が生活していくための費用です。離婚しても子供を養育し幸せにする責任があります。

養育費の取り決め方

- ※ 公正証書で決める。念書等の二人だけの約束は法的強制力がないので、近くの公証役場で公正証書を作成しておきましょう。強制執行を承諾する文章を必ず入れる事。
- ※ 調停で決める。離婚調停の中で養育費を決める。

履行の確保（養育費が支払われなかった時はどうしたらいいか）

- ※ 調停・審判で決めた時は、強制執行出来ます。家庭裁判所に履行勧告をしてもらう事が出来ます。
(無料)
- ※ 公正証書で決めた時も、強制執行ができます。ただし強制執行を承諾する文章が付いている事が前提です。「約束とおりに金銭の支払いが行われなかった場合には強制執行を受けても依存はありません」との条項を入れておく事。
- ※ 強制執行について、取り決めた家庭裁判所や公証役場で正本送達証明書を取り寄せ地方裁判所民事執行係に申立てをします。

養育費調停 : 子供一人につき収入印紙1200円 切手800円分(80円切手10枚)

親権者 子供の身上監護権と財産管理権を持つ人のことをいいます。身上監護権は、子供の身の回りの世話や教育を行い、子供を保護する責任を負います。財産管理権は、子供の財産を管理し法的手続きの代理を行う権利と義務を負います。親権というと、親の権利と考えられがちですが、実際は、子供に対する親の責任や義務を伴うものと考えた方がいいでしょう。裁判所で子供の親権者を決定する際に決定の基準となっているのは、どちらの親を親権者に定めた方が**子供の利益と福祉**に良いかということです。未成年の子供の親権者を決めなければ離婚届は受理されません。

面接交渉権 親権者や監護者とならなかった親に認められた権利で、離婚後に子供と面会したり電話やメール等の方法で連絡を取り、子供の養育に支障をきたさない様に会う機会を保障する権利です。